

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法、香美市営住宅条例に基づき、公営住宅の賃貸を行っている。 ①公営住宅の入居申込資格確認及び入居者決定事務 ②公営住宅の住宅使用料及び敷金の決定事務 ③公営住宅入居後の収入所得状況の確認事務 ④出生・死亡等による世帯情報の変更確認事務
③システムの名称	公住マネージャー、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居申込書、住宅使用料減免綴り	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第27項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美市住宅政策課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3114
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> <div style="text-align: center;"> [十分に行っている] </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;"> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] </div> <div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> <div style="text-align: center;"> [十分である] </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 管財課長 柳本 隆司	②所属長 管財課長 秋月 建樹	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 管財課長 秋月 建樹	②所属長 管財課長	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IV リスク対策 1～9	—	各項目追加による記載	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号 別表第二	第19条第8号 別表第二	事後	法令の条項号ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住宅管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	公住マネージャー、統合宛名システム、中間サーバー	事後	住宅管理システムの変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	入居者情報ファイル、宛名管理ファイル	市営住宅入居申込書、住宅使用料減免綴り	事後	保存ファイル名の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 第19項	第9条第1項 別表 第27項	事後	法令の条項号ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第8号 別表第二	第19条第8号 別表	事後	法令の条項号ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	対象人数が減少する変更のため、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①管財課 ②管財課長	①住宅政策課 ②住宅政策課長	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	香美市管財課市営住宅管理班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3113	香美市住宅政策課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3114	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。